

会員各位

日本液化石油ガス協議会

エアコン室外機等の設備と液化石油ガス充てん容器との
保安離隔の確保等について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、経産省より標記案件につきまして別添のとおり、関係団体に対して協力依頼を行った旨のお知らせ及び、当協議会に対してお客様向けパンフレットの周知依頼がありました。

本件が発出された経緯につきましては、多くのLPガス販売事業者より、お客様宅にLPガス容器を設置した際に、法令に基づき火気までの距離を2mを超えて設置し、保安を確保していたにも拘わらず、その後他者が2m以内にエアコン室外機等を設置した場合でも、同室外機等を火気とみなしている都道府県からLPガス販売事業者が指摘を受けることがあり、当該事業者より経産省等に対して、同室外機等を販売又は設置する事業者等へ注意喚起して欲しい旨の要望が寄せられておりました。

これを受け、経産省より別添のとおり該当する関係団体に対して、同室外機等をやむを得ず2m以内に設置せざるを得ない場合は、設置工事の前にLPガス販売事業者に連絡し、不燃性の隔壁を設け火気を遮るなどの措置を講じる必要がある旨を傘下の事業者等へ周知するよう依頼されたものです。

また、当協議会に対しては、上述の関係団体宛の文書にも添付されております同室外機等を設置されるお客様向けに経産省が作成したパンフレット（別紙1）をLPガス販売事業者を通じて、お客様に周知するよう依頼されたものです。

つきましては、会員各位におかれましては、関係者に対し、同パンフレットが経産省の以下のホームページに掲載されましたことをご周知くださいますようお願いいたします。

なお、都道府県が同室外機等を火気とみなしていない会員各位におかれましては、当該都道府県より問合せ等があった場合は、従来どおりのご対応方よろしくお願いいたします。

敬 具

記

○パンフレット掲載アドレス

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/detail/lpghoansyuuchi.html

○協力依頼団体名（順不同）

- | | |
|--------------------|----------------|
| ・（一社）日本ガス石油機器工業会 | ・（一社）日本冷凍空調工業会 |
| ・（一社）日本電気工事士協会 | ・（一社）日本電設工業協会 |
| ・（一社）日本冷凍空調設備工業連合会 | ・全国電機商業組合連合会 |
| ・全日本電気工事業工業組合連合会 | ・大手家電流通協会 |

※当協議会からの文書には、内容が同文であるため、全日本電気工事業工業組合連合会宛の文書のみ、添付しております。

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当者：飯田・岩田）

別添

経済産業省

28商ガ安第8号

平成28年3月30日

日本液化石油ガス協議会
会長 川本 武彦 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長 大本 治康



エアコン室外機等の設備と液化石油ガス充てん容器との保安離隔の確保等について

今般、エアコン室外機等の設備と液化石油ガス充てん容器との保安離隔の確保等について、別添のとおり関係団体に対し協力依頼を行いましたので、その旨お知らせいたします。

なお、液化石油ガスの保安確保の観点から、貴団体におかれては、傘下の液化石油ガス販売事業者等を通じ、一般消費者等に対して、別添の周知文書のうち、別紙1のパンフレットについて、周知をお願いいたします。

